

令和7年11月17日

各介護保険サービス事業所管理者様

安芸市健康介護課長

### 介護保険事業者における事故等の発生時の報告について

日頃は、介護保険行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

うえのことについて、介護サービス事業者は、利用者に対するサービスにより事故等が発生した場合は、市町村及び入所者の家族等に報告することとされていますが、令和6年11月29日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・認知症施策・地域介護推進課長・老人保健課長通知「介護保険施設等における事故の報告様式等について」を踏まえ、別添のとおり様式を変更したため、通知します。

今後、事故等が発生した場合は、改正後の様式を使用し、原則、電子メール等の電磁的方法により市に報告をお願いします。

ただし、電子メール等の電磁的方法により報告される場合は、被保険者番号を氏名欄に記載し、個人名の記載は避けてください。

なお、これまで通り紙媒体による報告を妨げるものではありません。

●介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン」が策定されていますので、ご確認ください。  
(介護保険最新情報Vol.1436)

●様式及び上記ガイドラインを安芸市のホームページにも掲載していますので、参考してください。

●電子メール等で報告をされる場合は、事故報告と分かるよう件名の頭に【事故報告】と明記してください。

安芸市健康介護課介護保険係  
TEL:0887-35-1003  
E-mail:kaigo@city.aki.lg.jp